

意見案第3号

令和4年度北海道最低賃金の改正及び中小企業支援に関する意見書

政府が、最低賃金について、過去9年間で181円の引上げを実現し、また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、できる限り早期に全国加重平均が1000円以上となることを目指すとの方針を掲げていることは、働く人への分配機能の強化を推進するものとして評価するところである。

最低賃金の地域格差は、個人消費に影響を与えることはもとより、都市圏への若者の流出など、人材確保に影響を与える懸念がある。

本道では、企業数の約9割を占めている中小・小規模企業が、価格転嫁に課題を抱えているため、国が、十分な経営支援を行うことにより、賃金の引上げをしやすい環境整備に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、令和4年度の北海道最低賃金の改正及び中小企業支援に当たって、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均1000円以上となることを目指す」とされた「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金の引上げを引き続き推進すること。
- 2 最低賃金の引上げに際し、労務費の価格転嫁が進むよう取引関係適正化を徹底するとともに、賃金の引上げを図ろうとする中小企業が行う生産性の向上に資する設備投資などの取組に対する支援を拡充するなど、安定的で継続的な経営が可能となる対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
北海道労働局長

} 各通

北海道議会議長 小畑保則